

2017/12

規制改革推進会議 第11回投資等ワーキング・グループ

債権譲渡による資金調達の促進

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
堀内 秀晃

目次

1. **Asset Based Lending (“ABL”)**
 2. **アメリカのABL残高推移**
 3. **日米債権担保融資の相違点**
 4. **民法改正（譲渡制限特約付債権）**
 5. **譲渡制限特約付債権の担保価値**
-

1. Asset Based Lending (“ABL”)

Asset Based Lending (“ABL”)

価値

売掛債権 100百万円

不動産 100百万円



融資100百万円を実行する際にどちらを担保
にすればよいか？

売掛債権？

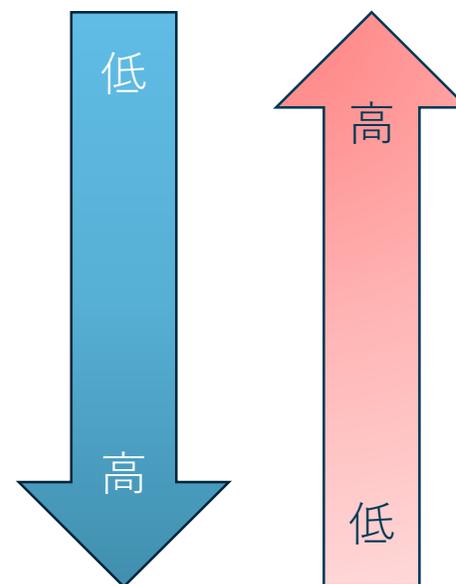
不動産？

同じ？

Asset Based Lending (“ABL”)

借入人の貸借対照表

	価値
現預金	100百万円
売掛債権	100百万円
在庫	100百万円
不動産	100百万円
無形固定資産（ブランド等）	100百万円



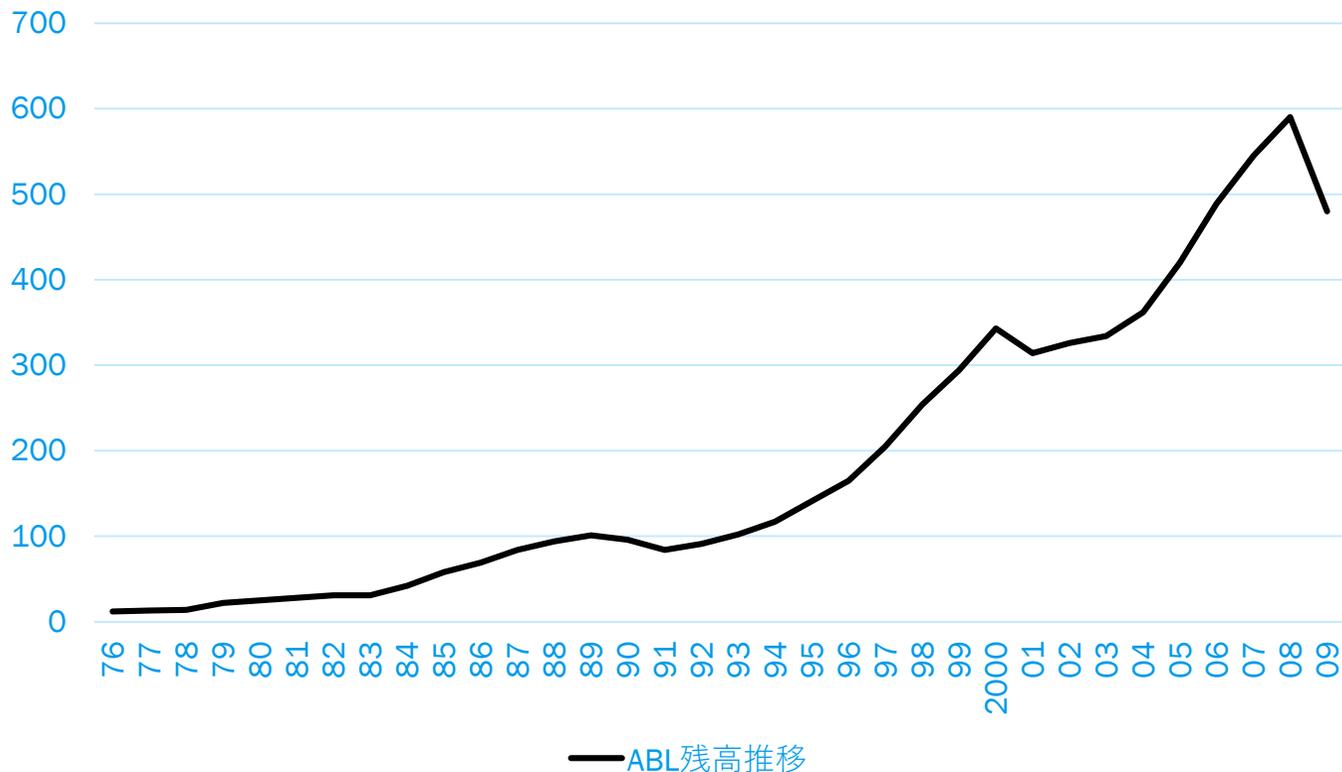
不動産担保以外にも価値のある担保

2. アメリカのABL残高推移

アメリカのABL長期残高推移

(10億ドル
= 約1,000億円)

ABL残高推移



残高は2003年
までは年間平均
残高。以降は
12月末残高。

ソース：Commercial Finance Association

3. 日米債権担保融資の相違点

日米債権担保融資の相違点 (1)

ABLへのアプローチ

(日本)

- 在庫・売掛債権担保付コーポレート融資
- ヒト・モノ・カネ分析→**コーポレートに軸足 (Asset Backed)**

(アメリカ)

- 担保から回収も辞さず→**担保価値に軸足 (Asset Based)**

アメリカでは担保価値が重要

日米債権担保融資の相違点 (2)

売掛債権の活用

(日本)

- **譲渡禁止特約付売掛債権の譲渡は無効**→第三者対抗要件が具備できない
→担保にすることができない
- 債権法改正により、**譲渡制限特約付債権の譲渡が有効**になる→第三者対抗要件を具備できる→担保にできる
しかし、**契約違反等の問題**がある

(アメリカ)

- Uniformed Commercial Code (“UCC”)において、譲渡禁止特約付債権（債権の種類を特定しているが、現在では売掛債権、請負債権、割賦債権等主だった債権の種類はカバー）が無効（“ineffective”）と明記されている→**明瞭**

アメリカでは譲渡禁止特約は
債権担保融資の制約にはならない

4. 民法改正（讓渡制限特約付債權）

民法改正（譲渡制限特約付債権）（1） （契約違反・契約解除・損害賠償・コンプライアンス）

民法改正

- ・ 譲渡制限特約付債権の譲渡は有効
- ・ 譲渡制限特約も有効



- ・ 譲渡制限特約付債権を譲渡すると、譲渡制限特約違反になる。
（借入人 vs. 借入人の取引先）
- ・ 契約違反を理由/背景に販売契約が解除されるリスク？
- ・ 契約解除に伴う損害賠償リスク？
- ・ 上記を勧奨した金融機関のコンプライアンス、レピュテーション・リスク？

譲渡制限があっても譲渡は有効、また譲渡制限特約も有効
二律背反が追加のリスクを発生させる

民法改正（譲渡制限特約付債権）（2） （対策編）

リスク

（借入人）

- ・契約違反、契約解除？
- ・損害賠償？

（金融機関）

- ・コンプライアンス・レピュテーション・リスク？



対策

（借入人）

- ・念の為、金融機関は事前にそういったリスクについて借入人に説明しておくべき

（金融機関）

- ・譲渡制限特約付債権譲渡担保融資を行う金融機関がコンプライアンス意識が低いわけではない
- ・監督官庁からの指針（FAQ等）

民法改正の趣旨（譲渡制限特約付債権の資金調達への活用）
契約解除等のリスクについて事前に借入人に説明していれば
金融機関としては問題ないということにしなければならない

民法改正（譲渡制限特約付債権）（3） （対策編）

リスク

（借入人）

- ・契約違反、損害賠償、契約解除？



対策

（借入人）

- ・ 第三債務者の利益は保護されている（相殺OK、弁済先固定）
契約違反？損害？権利濫用！
- ・ 第三債務者の意識改革（債権は譲渡されるもの・手形同様）

民法改正の趣旨（譲渡制限特約付債権の資金調達へ活用）を
第三債務者も理解してもらうことが重要
（相殺、弁済先固定等で既得権は保護されている）

5. 譲渡制限特約付債権の担保価値

譲渡制限特約付債権の担保価値

- 譲渡制限特約付債権も譲渡が有効になれば譲渡制限特約のない債権と同等に扱われるべき
- 実際には弁済先固定ルールがある等の理由によって、掛け目を変更する（譲渡制限特約なしの債権より低い掛け目を適用）可能性あり
→個別行の判断

譲渡制限特約付債権の担保価値評価は個別金融機関の判断
掛け目が多少低くなくても利用されれば良い



株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
東京都千代田区内神田一丁目1番14号 日立鎌倉橋ビル7階
貸金業登録番号：東京都知事(4)第30747号

注) 本書に記載されている情報は、弊社業務に関する情報提供を目的として作成されたものです。本書に記載される情報は、一般に公表された情報ならびに弊社が独自に入手した情報に基づき作成されておりますが、情報の正確性または完全性を保証するものではありません。